



# 警備料金の基礎知識



ボクたちと警備料金の仕組みについて勉強しよう!!

わたしが解説します。



2024年11月  
一般社団法人 全国警備業協会



こんにちは、全警協のガードくんです。  
ねえ、ガドワンくん、警備業者の皆さんは困っていることはないのかな？

現場で働いている警備員の皆さんからいろんな話を聞くよ。



どんな話が多いの？

給料がなかなか上がらないとか、警備員の数が少ないのに新しい人があまり入ってこないから、休みが取りにくいって声が多いね。



あ～、人手不足の問題だよねえ。人材の確保は、現場で働いている警備員さんだけでなく、警備業者自体も大変なんだよ。

どんなことが大変なの？



それは、やっぱり適正な料金で適正取引ができていないというのが問題だね。

それって人手不足と関係あるの？





お客様から適正な警備料金をいただいて、それを原資として、現場で働く警備員の処遇改善や労働環境の整備を図っていけば魅力ある職場になるから、辞める人は減るし、新たに入ってくれる人が増えるよね。

そんな風の実現してくれたら、みんなも働く意欲が湧いてうれしいな～



だけど、適正な取引、適正な料金を実現するためには現場で働くみんなの協力が必要なんだよ！

それって、どういうこと？



やっぱり、お客様からきちんと評価される警備業務を日々提供することが必要だから、警備の質を上げてくれないと困るんだ。

その通りだね、その他に必要なことはあるの？



適正な取引をするには、適正な料金を算出する方法を理解しておかないとできないよね。

そこで、このガイドブックでは、お客様と警備料金の交渉を行っていくうえでの基本的な知識を理解してもらうために、警備料金の価格構成や料金設定の方法、具体的な価格交渉のノウハウなどを紹介するよ。



# もくじ

## 第1章 警備料金の価格構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- Q 1 警備料金ってどんな構成なの？・・・・・・・・・・・・・・・・2
- Q 2 公共工事設計労務単価ってなに？・・・・・・・・・・・・・・・・2
- Q 3 公共工事設計労務単価はどんな構成なの？・・・・・・・・・・3
- Q 4 共通仮設費と現場管理費ってなに？・・・・・・・・・・・・4
- Q 5 公共工事設計労務単価にはどんな積算方法があるの？・・・・5
- Q 6 公共工事設計労務単価による警備料金ってどんな価格構成なの？・・・・7
- Q 7 経費の補正はないの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- Q 8 建築保全業務労務単価ってなに？・・・・・・・・・・・・9
- Q 9 建築保全業務労務単価ってどんな構成なの？・・・・・・・・・・9
- Q 10 建築保全業務労務単価には、どんな積算方法があるの？・・・・10
- Q 11 建築保全業務積算方法には、どんな費目があるの？・・・・11

## 第2章 警備料金の設定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- Q 12 警備料金には、どんな設定方法があるの？・・・・・・・・・・13

## 第3章 適正取引の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

- Q 13 適正な取引をするための方策はあるの？・・・・・・・・・・17

## 第4章 警備業者のための価格交渉のノウハウ・・・・・・・・19

- Q 14 価格交渉をするには、どんなことをしたらいいの？・・・・20

### 別添資料

- 1 警備料金の基礎知識（解説集）
- 2 全警協参考様式 1「警備員単価見積書（施設警備業務用）」
- 3 全警協参考様式 2「警備員単価見積書（交通誘導警備業務用）」
- 4 全警協参考様式 3「警備料金見積書」





# 第1章

## 警備料金の価格構成



ここからは、ボクが疑問に思っていることを、全警協の担当者に解説してもらおうよ。よろしくお願いします。

よろしくお願いします。



Q 1



まずは「警備料金の価格構成」について教えてほしいんだけど、警備料金ってどんな構成なの？

警備料金は、警備業務区分や契約内容などによって算定方法が異なりますが、国が示している**公共工事設計労務単価**及び**建築保全業務労務単価**が主なベースとなって警備料金の価格を構成しています。



Q 2



公共工事設計労務単価ってなに？

公共工事設計労務単価とは、公共事業に従事する建設労働者に対する**所定労働時間内 8 時間あたりの賃金の単価**です。農林水産省及び国土交通省が毎年実施している公共事業労務費調査の調査結果に基づいて決定したもので、47都道府県別・51職種別の単価が示されており、警備業では、交通誘導警備員 A、Bとして、公共工事予定価格を積算する際に用いられています。

<警備業における職種>

交通誘導警備員 A	交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員
交通誘導警備員 B	交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの



# Q 3

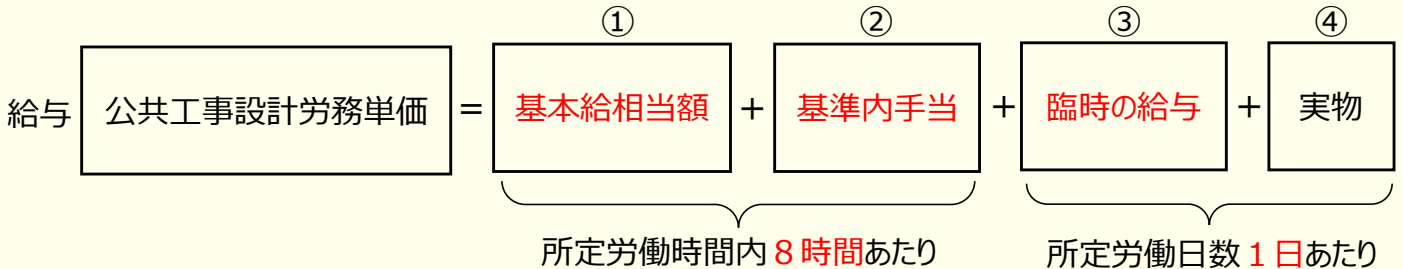


公共工事設計労務単価はどんな構成なの？

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成されています。

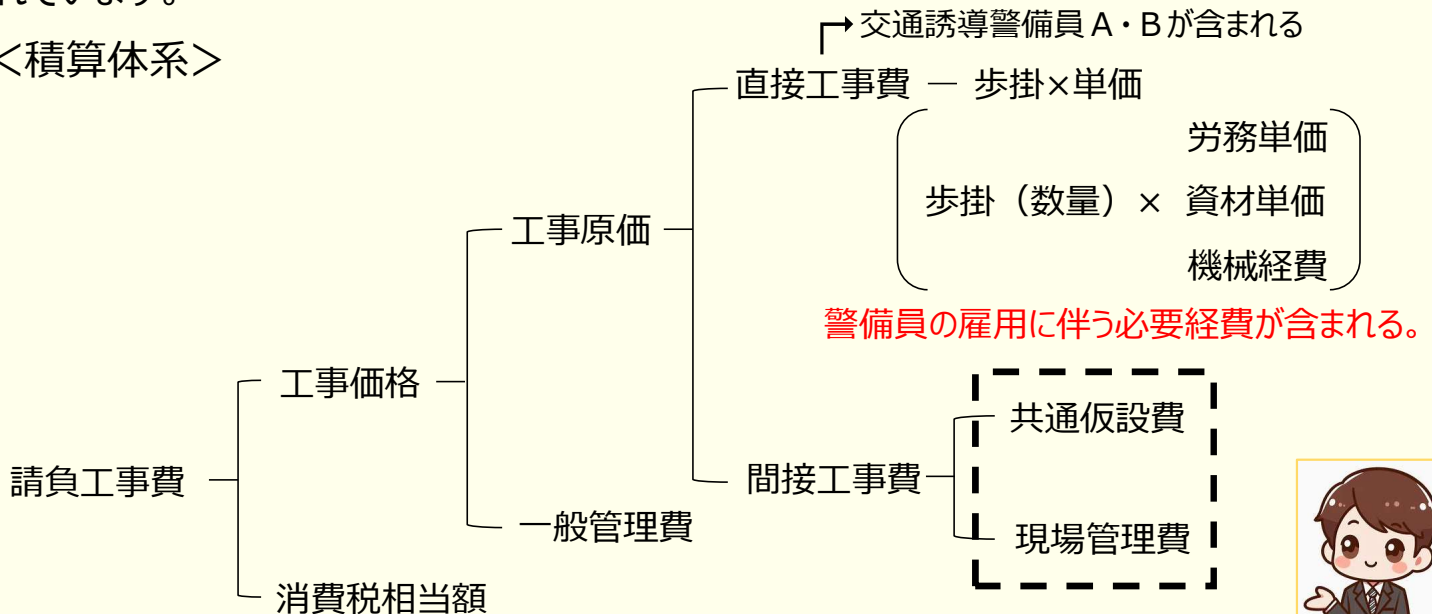
- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

## <公共工事設計労務単価の構成>



公共工事設計労務単価には、**時間外（休日、深夜含む）の労働についての割増賃金、通常作業条件（作業内容）を超えた労働に対する手当、現場管理費（事業主負担分の法定福利費、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれておらず、必要経費分は、共通仮設費、現場管理費の項目で積算されます。**また、交通誘導警備員の労務費は、平成28年度に国土交通省の「品確法改正を踏まえた基準等の充実」として、共通仮設費から直接工事費に計上方法が見直され、交通誘導警備員の労務費に対して共通仮設費並びに現場管理費が積算されることがより明確化されています。

## <積算体系>



Q 4



共通仮設費と現場管理費ってなに？

前ページの「積算体系」の交通誘導警備員に係わる項目のみをまとめると、次のようになります。

直接工事費 (労務費)	間接工事費		一般管理費
	共通仮設費	現場管理費	
純工事費 (直接工事費×共通仮設費率)		工事原価 (純工事費×現場管理費率)	工事価格 (工事原価×一般管理費率)

「共通仮設費」とは、施工に共通的に必要な経費で次のようなものがあります。

- ①運搬費、②準備費、③事業損失防止施設費、④安全費、⑤役務費、⑥技術管理費、⑦営繕費

「現場管理費」とは、工事を監視するために必要な経費で次のようなものがあります。

**現場作業員に係る・・・**

- ①労務管理費（賃金以外の食事、通勤等）、②安全訓練等に要する費用、③租税公課、④保険料（自動車保険、火災保険等）、⑤従業員給料手当、⑥退職金、⑦法定福利費、⑧福利厚生費、⑨事務用品費、⑩通信交通費、⑪交際費、⑫補償費、⑬外注経費、⑭当時登録等に要する費用、⑮動力、用水光熱費、⑯公共事業労務費調査に要する費用、⑰雑費

ちなみに、国土交通省が毎年公表している公共工事設計労務単価の資料には「労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。また、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。」と示されており、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額を並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化しています。

(解説集に記載あり)





Q 5



公共工事設計労務単価にはどんな積算方法があるの？

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係性を考えてみましょう。

①公共工事設計 労務単価	法定福利費 (事業主負担分)	労務管理費等	現場作業にかかる経費 (安全管理費等)	③一般管理費等
労働者本人が受 け取るべき賃金	②事業主が負担すべき必要経費			業務価格 (工事価格)

労務費（公共工事設計労務単価）を基準 = 100%とし、必要経費として、①労務費→②事業主が支払う人件費→③一般管理費等の順に積算されたものが、当該業務を行う上で警備員一人あたりに必要な業務価格（工事価格）となり、これに消費税相当額を加えたものが、請負工事費の予定価格となります。

この積算基準により、次のような計算式となります。

$$(\text{①公共工事設計労務単価} \times \text{②事業主が負担すべき必要経費} \times \text{③一般管理費等}) \times \text{消費税}$$

なお、本積算方法により算出される予定価格は、前述のとおり、あくまで警備員一人あたりにかかる経費であり、仮に道路標識車やカラーコーン等の保安資機材を警備業者から建設業者へ貸し出す費用は、直接工事費に該当することとなりますので、このような場合は、本積算方法により算出される料金とは別に積算し、発注者側へ請求することが必要です。（解説集に記載あり）

上記の積算方法で示している各費目の詳細は、次のとおりとなります。

費目	詳細
法定福利費 (事業主負担分)	現場作業員の労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金料
労務管理費等	募集費（警備員の募集に係る費用）、被服・装備品費（警備員の制服・装備品などに係る費用）、安全準備費（警備計画の策定などに係る費用）、警備員の研修、教育訓練に要する費用（研修に係る人件費含む）
現場作業経費	安全管理費、宿舍費、送迎費等

次ページへ続く



## Q5の続き

前ページの費用のほか、受注者が企業を維持運営していくために必要な費用とされている一般管理費等には、次に掲げるもの（**現場作業に関わるものを除く**）等があります。

費目	詳細
①役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬
②従業員給料手当	従業員に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
③退職金	従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
④法定福利費	従業員に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額など
⑤福利厚生費	従業員に対する慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生に要する費用
⑥修繕維持費	建物、装置等の修繕維持、倉庫物品の管理等に要する費用
⑦事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
⑧通信交通費	通信費、交通費及び旅費
⑨動力・用水光熱水費	電力、水道、ガス等の使用料
⑩調査研究費	技術研究、開発等に要する費用
⑪広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
⑫交際費	得意先、来客等に対する接待、慶弔見舞及び中元歳暮品等に要する費用
⑬寄付金	社会福祉団体等に対する寄付金
⑭地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
⑮減価償却費	減価償却資産に対する償却額
⑯租税公課	事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金
⑰保険料	火災保険その他の損害保険料
⑱雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用
その他	試験研究費償却、開発費償却、契約保証費、付加利益（法人税・市県民税・株主配当金・役員賞与・内部留保金・支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用）

Q 6



公共工事設計労務単価による警備料金ってどんな価格構成なの？

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、土木工事・業務の積算基準等の様々な取り組みとして、地域補正における大都市補正の適用工種拡大、**週休2日に取り組む際の必要経費の計上、熱中症対策、被災地域における間接工事費の補正係数等の改定**がなされています。各社において、該当する場合は、共通仮設費、現場管理費の補正係数が示されているので、適切な必要経費を算出しましょう。



Q 7



経費の補正はないの？

経費には次のような補正があります。（解説集に記載あり）

○ 地域補正

施工地域を考慮した共通仮設費率及び現場管理費率の補正が示されています。

○ **週休2日に取り組む際の必要経費補正**

週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）共通仮設費、現場管理費の補正係数が示されています。

※現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して事務作業を行う現場事務所等が閉所された状態をいう。

○ **熱中症対策に資する現場管理費補正**

工事現場の安全（熱中症）対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正が導入されています。

<補正内容>

●対象工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く）

●補正方法：補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正  
真夏日補正值（%）＝ 真夏日率※ × 真夏日補正係数

※真夏日率＝基準日から工事完成日までの真夏日数（日）÷対象期間（日）

※真夏日：日最高気温が30度以上の日・工期：準備・後片付け期間を含めた工期



次ページへ続く

## Q7の続き

- 被災地域における間接工事費補正  
震災被災地で実施される工事で、特定の期間に入札書提出期限日を設定する工事は、間接工事費等について、施工実態を踏まえ補正されています。

### <補正内容>

実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「復興係数」を導入

- 補正対象工種：被災県にて施工されるすべての土木工事
- 補正方法：対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に復興係数を乗じる

### ○ 労務単価の割増し

労働基準法では、法定労働時間を1日8時間、1週40時間と定めており、これを超える労働は、割増賃金を支払う対象となる残業時間になります。また、法定休日に労働した場合も割増賃金の対象になります。割増賃金の割増率は、労働した時間などに応じてそれぞれ決められています。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日

なお、これらは、国土交通省管轄の補正内容となっていますので、国土交通省のホームページ等で確認して下さい。また、一般財団法人建設物価調査会から発刊されている「国土交通省土木工事積算基準による諸経費率早見表」は、諸経費率を工種ごと、金額階層ごとに収録した早見表となっており、「国土交通省土木工事積算基準」における間接工事費の改定に対応しています。付属されている諸経費計算システムでは、直接工事費、その他条件を設定するだけで、ワンクリックで共通仮設費、現場管理費、一般管理費を含む総工事費を算出でき、地域補正や週休2日工事、被災地における間接工事費の補正も積算されますので、参考にしてください。

## Q8



建築保全業務労務単価ってなに？

建築保全業務労務単価とは、国土交通省が毎年実施している建築保全業務労務費の調査結果に基づいて作成しているもので、各省庁の施設管理者が建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価です。この単価は、建築保全業務積算要領の技術者区分の単価が示されており、警備業では警備員A、B、Cの単価が示されています。



次ページへ続く

## Q 8の続き

### <警備業における技術者区分>

警備員 A	施設警備 1 級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者
警備員 B	施設警備 2 級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
警備員 C	警備業務について、警備員 A 又は警備員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者

## Q 9



建築保全業務労務単価ってどんな構成なの？

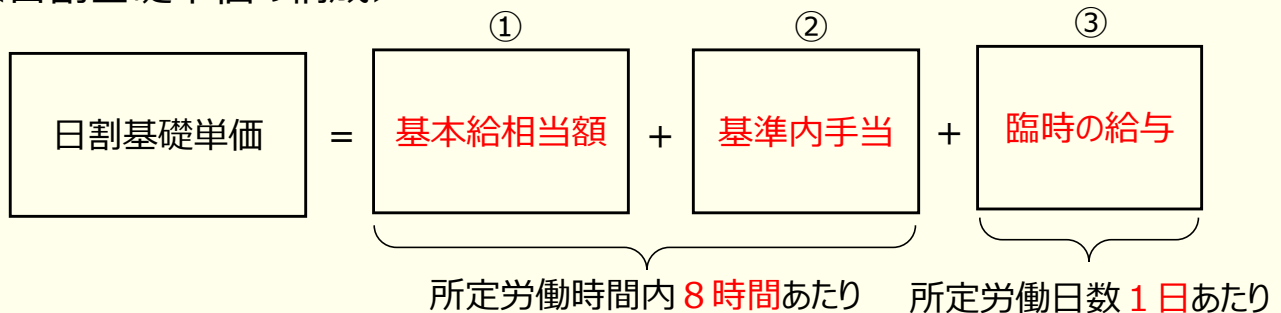
建築保全業務労務単価は、次の①～③で構成されています。

### ①日割基礎単価

日割基礎単価は、正規の勤務時間内に業務を行う場合の 1 日（8 時間）あたりの単価であり、次のとおり構成されています。

- 基本給相当額
- 基準内手当（家族手当、住宅手当、通勤手当等）
- 臨時の給与（賞与等）

### <日割基礎単価の構成>



次ページへ続く



## Q9の続き

### ②割増基礎単価率

日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率です。

※割増基礎単価とは、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の時間外単価や午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合の夜勤単価を算出するための基礎となる1時間あたりの単価

### ③宿直単価

現場に宿直する場合の1回あたり定額単価です。

なお、建築保全業務労務単価には、業務管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費並びに時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていないことに留意してください。（解説集に記載あり）



建築保全業務労務単価には、どんな積算方法があるの？

建築保全業務労務単価をもとにした積算方法は、次の項目で構成されています。

①直接人件費 (労務費)	②直接物品費	③業務管理費	④一般管理費等
直接業務費 (直接人件費×直接業務比率)			
業務原価 (直接業務費×業務管理費率)			
業務価格 (業務原価×一般管理費率)			

直接人件費(建築保全業務労務単価)を基準 = 100%として、必要経費を加えて積算され、各経費を個別に算出することが難しい場合は経費ごとに定められた経費率を乗じて、①直接業務費→②業務原価→③業務価格の順に積算されたものが、当該業務を行う上で警備員一人あたりに必要な業務価格となり、これに消費税相当額を加えたものが、保全業務費の予定価格となります。（解説集に記載あり）

この積算基準により、次のような計算式となります。

$(①直接人件費 \times ②直接物品費 \times ③業務管理費 \times ④一般管理費等) \times 消費税$



# Q11



建築保全業務積算方法には、どんな費目があるの？

建築保全業務積算方法の表で示している各費目の詳細は、次のとおりとなります。

費目	詳細
直接人件費	業務に従事する者の人件費であり、現場ごとの必要人員分を乗じて算出する。
直接物品費	<p>当該業務を行うのに必要な物品等を消費することによって発生する費用とされており、警備業においては、次に掲げるものなどがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装備品等・・・制服や警戒棒、防刃ベスト等、非金属性の楯、金属探知機、誘導灯、警笛</li> <li>・ 常駐業務室、控室・・・常駐業務室、警備員詰所、控室及び付帯する机、ロッカー等の什器備品</li> <li>・ 消耗品等・・・乾電池、ごみ袋、ロープ等</li> </ul>
業務管理費	<p>業務を行ううえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接人件費と直接物品費以外の費用であり、警備業においては次に掲げるものなどがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備員の法定福利費、退職金、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労災保険料（事業主負担分）</li> <li>※警備員以外は一般管理費に分類</li> <li>・ 募集費 警備員募集に要する費用</li> <li>・ 警備員の研修、教育訓練に要する費用（研修に係る人件費含む）</li> </ul>
一般管理費等	Q 5 の説明を参照

これらの積算方法は、あくまで国の建物における施設警備業務の参考資料として公表されているものであり、警備業務に必要な経費率に加え、必要な費目等も具体的に示されているので、警備料金の交渉をする際は、一つの根拠としてご活用ください。

また、建築保全業務労務単価についても、Q 7 で説明した補正を考慮した積算をすることができますので、参考にしてください。





## 第2章

# 警備料金の設定方法



## Q12



警備料金には、どんな設定方法があるの？

商品の販売価格やサービスの対価などの料金設定方法には様々な方法があるので、ここでは代表的な3類型の方法を紹介します。

### ①コスト基準型

製造業等で一般的に使われている方法で、製造原価に一定の利益を加算して販売価格とするものでコスト基準型には次の2種類があります。

#### ●コストプラス法

コストを基準にしたコストプラス法は、料金設定方法の中では比較的簡単に算定することができる方法です。

はじめに、直接費として、製造業の場合は、原材料費、製造に係る動力の費用、機械類の償却費などを計上し、警備業の場合は、社会保険料の本人負担分などを含んだ直接人件費を計上します。

次に、間接費として、販売管理費、一般管理費などの営業経費や事務所の維持に必要な経費を計上します。この直接費と間接費に利益を加算して、販売価格とするのがコストプラス法です。

本書の中で説明している「公共工事設計労務単価をもとにした積算方法」並びに「建築保全業務労務単価をもとにした積算方法」は、労務単価に対して必要経費を計上するコストプラス法による積算方法です。

#### ●目標利益法（損益分岐点法）

達成したい目標販売数量を決め、その時の総費用（変動費＋固定費）を算定し、次に総費用に目標とする利益率を乗じて、総費用に加算します。これを目標販売数量で除して、単位当りの価格を算出する方法です。

従って、販売数量がまずありきの方法ですので、警備業をはじめとするサービス業にはあまり馴染まない方法と考えられます。ただし、会社経営では、「損益分岐点」は重要な指標であり、自社の損益分岐点を把握することは必要です。

目標利益法は、自社のコスト、利益を中心に算出するため、設定価格が割高になる傾向があります。この結果、販売目標数量を達成できないといったことにも成りかねません。従って、算出した価格がお客様の購買を喚起できるものになっているか、競合他社との競争力があるかなどの視点から検討することも必要です。



次ページへ続く

## Q12の続き

### ②競争基準型

競争基準型は、競合他社との競争面に配慮して価格を設定する方法で、次の2種類があります。

#### ●市場価格・実勢価格追従法

現在の市場価格を重視し、その価格帯の中で大幅に上下しない価格を設定する方法です。実勢価格に基準をおき、コスト計算や需要の分析をする必要もなく簡便であるという点では良さもあり、警備業では、多く使われている方法の一つです。

#### ●プライス・リーダー追従法

プライス・リーダー追従法は、リーディングカンパニーなどの業界におけるシェアの高い企業がある場合に、その企業の価格に従い料金、価格を設定する方法です。この場合、シェアの高い企業の市場影響力は高く、また、料金、価格に関する信頼も形成されているので、これに対抗するためには、提供するサービスの差別化やコストダウン努力が必要となります。

### ③マーケティング戦略基準型

**戦略的に最適価格を確定**し、そこから適正マージンを確保するためにコストダウンを図るという発想で価格を設定する方法です。最適価格を設定する基準は、提供する商品・サービスに対し、お客様が納得して支払ってくれる価格になります。このマーケティング戦略基準型には次の4種類があります。

#### ●価格差別化法

お客様層、地域、季節などにより価格設定を変えるなどの方法で、レディース価格や学生割引、早割価格、全国チェーン店の地域別価格などがあります。

#### ●プレミアム・プライシング法

同じカテゴリーの商品で、低価格のスタンダード版とそれよりも機能や品質での高付加価値化したプレミアム版の2種類を販売し、消費者の価格感度に応じて販売することで市場拡大を狙う方法です。高品質のものがプレミアムを獲得するためには当然ながら品質の保証が必要であり、「高品質 = 高価格」を訴求するイメージ戦略をあわせて準備する必要があります。

次ページへ続く

## Q12の続き

### ● プライス・ライニング法

製品ラインのランクに応じて多段階な価格設定をするもので、この価格ランクをプライス・ラインや価格線ということから、価格ライン政策とも呼ばれます。例えば、3,000円均一、5,000円均一、1万円均一などが典型例で、普及品・中級品・高級品といったランクを設定し、そのランクに応じて同一価格を設定する方法です。プライス・ライニングは、多品種の製品を販売していて、個々の製品について個別に価格設定をするのではなく、扱う製品ライン全体で利益最大化を狙う価格設定をする場合に用いられます。

### ● ダイナミック・プライシング法

需給や市場状況に応じて価格を柔軟に設定するもので、欲しい人が多い（需要が多い）場合に価格を値上げしたり、反対に欲しい人が少ない（需要が少ない）場合に価格を値下げしたりします。航空券の早割やハイシーズンでの値上げ、時期や曜日に応じたテーマパークチケットの価格設定などがこの方法にあたります。

全警協では、コストプラス法を参考に適正な警備料金を設定するための参考様式として「警備員単価見積書」（別添2、別添3）、「警備料金見積書」（別添4）の2パターン作成しました。警備員の単価が算出できるものとなっておりますので、発注者へ見積書を提出する際には、自社にあった様式を是非ご活用下さい。

なお、コストプラス法により適正な料金を算出するためには、以下について注意しましょう。

### ○ 把握すべき事項

- 自社の稼働人員（日・月・年）
- 自社の平均受注単価
- 警備員の平均給与
- 決算書などによる経費率 等々

**自社の各種数値を把握する**

### ○ 遵守すべき事項

- 適切な社会保険への加入
- 労働関係法規の遵守（有給休暇の取得、割増賃金の支払い） 等々



# 第3章

## 適正取引の推進

# Q13



適正な取引をするための方策はあるの？

適正な警備料金を確保するには、適正な取引が必要になります。ここでは、適正な取引を推進するため親事業者の義務や禁止事項に加え、警備業者で散見される不適正な取引事例を紹介します。

項目	ポイント	事例
書面の作成義務、交付義務、存義務の違反	発注内容は書面化されているか？	緊急を要するため、発注者が警備業者に口頭（電話）で警備業務を委託し、その後、注文書を交付しなかった。
代金の支払遅延	支払期日は守られているか？	あらかじめ定めた支払期日を過ぎても警備料金が支払われず、支払を遅延させた。
代金の減額	警備料金の支払い時に減額されていないか？	発注者から警備料金の支払い時に一方的に1,000円単位で値引いて支払われた。
買ったとき	著しく低い警備料金を一方的に設定されていないか？	従来警備料金から一律に一定率で単価を一方的に引き下げられることにより、通常対価を大幅に下回る警備料金が定められた。
購入・利用強制	自社商品の購入等を強制されていないか？	発注者が関わるチケットや商品の購入を強制させられた。
不当な経済上の利益の提供要請	契約外の作業等を無償提供していないか？	発注者から契約外の除石作業やトラックの洗車、休憩所、トイレ等の清掃をさせられた。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	発注者の都合を理由とした警備業務のキャンセルをされていないか？	受注した警備業務に必要な機器、人員を手配した後に、発注者の都合で発注をキャンセルしたにもかかわらず、警備会社が要した費用は支払われなかった。

また、政府が物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指して公表した「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会、）では、発注者の次のような行為により、公正な競争を阻害する恐れのある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処するとしています。

次ページへ続く



## Q13の続き

①	取引開始以降、コストは上昇しているが、長期間一度も価格改定がなされていない。
②	取引開始以降、毎年のように値下げ要請あり。
③	価格交渉の場で、コスト上昇分の価格への反映について、明示的な協議なく価格据え置きとなった。
④	コスト上昇により、価格引き上げを求めたが、文書による価格転嫁しない理由の回答なく、価格が据え置きとなった。
⑤	コスト上昇に関する公表資料を提出して価格引き上げの協議を求めたが、公表資料以上に詳細な根拠資料を求められ、これに応じなかったところ協議を拒否された。
⑥	直接の再委託先からコスト上昇分の転嫁を求められたため、発注者に取引価格の引き上げを求めたが、明示的な協議なく価格据え置きとなった。
⑦	燃料費上昇分の価格転嫁は認められたが、労務費の上昇は外部要因ではないと判断され、価格引き上げの理由として認めてもらえなかった。
⑧	発注者が、発注者指定の算定式やフォーマット以外のコストの算定方法を受け入れず、その結果、通常の価格より著しく低い単価となった。

全警協では、これまでに実際にみられた取引慣行のうち、よくありがちな実例をピックアップし、そのうえで目指すべき取引事例を掲載した「警備業における適正取引の推進」リーフレット及び「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」リーフレットを作成しているので、内容を十分に理解し、発注者と警備業者の双方で適正な取引を行っていく上で、是非ご活用下さい。

※全警協HPの各種リーフレット掲載箇所

<https://www.ajssa.or.jp/health/promotion>





# 第4章

## 警備業者のための 価格交渉のノウハウ

## Q14



最後に、価格交渉をするには、どんなことをしたらいいの？

望ましい取引を行うための価格交渉ノウハウを紹介するので、適正取引の実現に向け、価格交渉における様々な場面で警備業者がどのような対応を講じるのがよいか参考にしてください。

### ① 警備料金の根拠の説明

発注者との価格交渉にあたっては、人件費や採用費等のコストに関する客観的なデータの提示に加え、警備業特有の法定教育費や訓練費、制服等の装備品に係る費用データなども準備し、自社が提示する警備料金の根拠を合理的に説明し、適正な警備料金の確保を目指しましょう。具体的には次のとおりとなります。

#### ● 労務費の説明

「建築保全業務労務単価」、又は「公共工事設計労務単価」の推移や最低賃金の引き上げに伴い労務費が上昇していることを説明しましょう。

#### ● 採用費の説明

警備員が含まれる「保安」の職種の有効求人倍率や人手不足による採用コスト（1人あたりの採用コスト：採用コストの総額÷採用人数）について説明しましょう。

※有効求人倍率については、厚労省HP「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」を参照（解説集に記載あり）

#### ● 教育訓練費の説明

基本教練や警戒棒訓練などの法定教育に係る費用や各種訓練費などに加え、警備業務を実施する上で必要な資格（指導教育責任者、機械警備業務管理者、各種検定、防災センター要員講習、消防設備士、緊急即時通報現場派遣員基礎講習等）や全警協認定資格である「セキュリティ・プランナー」や「セキュリティ・コンサルタント」の資格者数などを示し、教育訓練にかかる費用について説明しましょう。

上記のほか、警備業務実施上必要な装備・敷材の費用、施設警備業務における契約先の鍵の点検、管理費用など、警備業務を提供する上で必要な経費を発注者へ明示し、発注側担当者が交渉しやすいように情報を整理することも必要です。

次ページへ続く





## Q14の続き

### ②取引条件の明確化

発注者の都合による取引価格の決定や取引条件の変更により、警備業者の利益が不当に害されることがあります。取引条件に関するルールを定めた上で、契約対象業務やキャンセルポリシー等について発注者と合意することが望まれます。具体的には次のとおりとなります。

#### ●警備員の対象業務

対象業務が明確でない場合は、警備業務実施中に契約外となる業務の要請を断れないことや業務を無償で提供する要因となるため、対象業務を明確にする必要があります。また、契約外の業務を無償で提供している場合には、下請法や独占禁止法違反となる可能性があることを認識した上で発注者と協議し、業務として有償で請け負うか契約外業務は断るなど発注者と協議する必要があります。

#### ●警備員の休憩時間

警備会社が休憩時間を定めていても、現場の警備員が休憩時間中に来訪者の対応や電話対応をせざるを得ない状況となる場合には、労働基準法上、休憩時間とは認められないことを踏まえ、契約内容や警備業務の計画について見直す必要があります。また、既存の契約においても確実に休憩時間が取得できているか点検し、問題がある場合は、契約内容や警備業務の計画の見直しを要請しましょう。

#### ●キャンセルポリシー

発注者の都合により、業務提供日や実施期間の変更、キャンセル等が生じた場合、発注者へ請求できるように予め取り決めをすることが必要です。

### <キャンセルポリシー記載例>

確定した警備計画を変更する場合の御社の支払額

- 暴風雨その他の理由で工事が中止になったとき、キャンセルの事前連絡が〇〇以降の場合は、警備料金の〇%（消費税込）
- その他、御社の都合により工事が中止になったとき
  - 日前までに御社から連絡があったとき、警備料金の〇%（消費税込）
  - 日の〇時までには御社から連絡があったとき、警備料金の〇%（消費税込）
  - 日の〇時以降に御社から連絡があったとき、警備料金の〇%（消費税込）
- ※〇〇までに御社から連絡があったときは、変更に伴う費用は発生しません。
- ※大規模災害時など、止むを得ない理由により連絡が困難な場合は別途協議

次ページへ続く

## Q14の続き

前ページの〈キャンセルポリシーの記載例〉に例示されている「工事の中止」の場合のみならず、「工事が雨天順延となった場合」には、警備員に対して休業手当（労働基準法第26条）が必要となる場合もあります。適正な警備契約を締結するためにも発注者と協議し、キャンセルポリシーを取り決めましょう。

※労働基準法第26条（休業手当）：使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は休業期間中、当該労働者にその平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

### ●警備業務実施計画の確定日

発注者の都合によるキャンセル等が生じた場合の費用負担に関わるため、警備実施計画の確定日を明確に定める必要があります。警備業務実施計画の確定日前に業務内容や配置人数の変更、キャンセル等が発生した場合、発注者側へ請求はできないため、早い段階で警備業務実施計画を確定しましょう。

### ③取り決めたルールや交渉経緯の書面化

取引条件の改善に向けて発注者と取り決めたルールを着実に実行するためには、書面に取り決めを残すことが重要となります。警備業法（法第19条、施行規則第33条）においても「書面の交付」が定められておりますので、法令遵守も含め書面に取り決めを残しましょう。

その他、発注者と取引条件などを取り決めた場合は、日時、場所、担当者、方法（電話・メールなど）等を書面に記載しておくことで、万が一、トラブルが発生した際に役立ちます。また、発注者と取り決め事項を確認するため、改めて記録した内容を発注者とメールで確認することも有効な手段となります。



警備料金の仕組みについて、詳しく説明してくれてありがとう!!  
おかげで、適正料金の算出方法や適正取引に向けた価格交渉の  
知識がついたし、これで自信を持ってお客様と交渉ができそうだよ。

このガイドブックで覚えた知識を使って、適正な警備料金を算出し、  
お客様との価格交渉に是非役立ててください。  
なお、このガイドブックは、必要に応じて、適宜見直しを行います。

警備員の処遇改善や労働環境の整備を図り、警備業を魅力の  
ある業界にしていきたいと思います!!



この方法を使って、お客様に質の高い警備サービスを提供していくぞー!





**一般社団法人 全国警備業協会**  
**All Japan Security Service Association**